

## 自殺に関する統計について

本市の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁統計に基づき内閣府自殺対策推進室が作成する「地域における自殺の基礎資料」を参考に集計・分析等を行っている。

各統計資料は下表のとおり捉え方に違いがあり、公表される自殺者数等も異なっている。

本市では、自殺者数の経年変化や他都市との比較、公的な自殺者数等の公表には人口動態統計(確定数)を用いており、自殺の分析等を行う際には警察庁統計を基にした内閣府の統計資料を利用している。(会議等で人口動態統計概数を用いる場合はただし書きでその旨を明記している。)

項目	厚生労働省 人口動態統計	内閣府「地域における自殺の基礎資料」 (警察庁自殺統計)
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	死亡時点 死亡診断書等で自殺が明確でない場合は、自殺以外で処理される。	自殺死体発見時点 発見時には自殺が明確でない場合でも、その後の調査で判明した場合はその時点で計上される。
自殺者数	住所地(自殺者の住居があった場所)で集計	発見地(自殺死体が発見された場所)と住所地(自殺者の住居があった場所)の2通りで集計
把握できる内容	・月別、男女別の自殺者数 ・年計における男女別・年代別自殺者数、都道府県・政令市別自殺者数・自殺率 ・年計における区ごとの男女別・年代別自殺者数	・区ごとの自殺者数及び次の項目 ・月別(プライバシーに配慮し、公表されていない項目あり。) ・男女別・年代別の自殺者数 ・自殺者についての「同居人の有無」・「職業」・自殺した「曜日」・「時間帯」・「場所」・「手段」・「原因・動機」・「自殺未遂歴の有無」
公表時期	・概数は調査月の5ヵ月後 ・確定数は、調査年の翌年9月頃	調査月の約2ヶ月後
本市における統計の利用方法	・経年の自殺者数、自殺率の推移 ・他都市との自殺率の比較等	・直近の自殺者の状況把握 ・自殺の分析